

鳥取県告示第636号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成22年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間
河内川特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市気高町宝木地内の国道9号と県道矢口鹿野線との交点を起点とし、同所から同国道を東方に進み、河内川右岸に至り、同川右岸を南方に進み、市道上光下光元二本木線に至り、同市道を西方に進み、県道矢口鹿野線に至り、同県道を北方に進み、市道下坂本村内線に至り、同市道を北方に進み、県道矢口鹿野線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成22年11月1日から平成32年10月31日まで
大高特定猟具（銃器）使用禁止区域	米子市下郷地内の市道下郷4号線と佐陀川右岸の交点を起点とし、同所から同川右岸を南方に進み、精進川右岸に至り、同川右岸を南東に進み、県道淀江岸本線に至り、同県道を南東に進み、精進川左岸に至り、同川左岸を北西に進み、佐陀川右岸に至り、同川右岸を南方に進み、市道尾高河岡線に至り、同市道を南西に進み、佐陀川左岸に至り、同川左岸を北方に進み、市道下郷4号線に至り、同市道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
北条川放水路特定猟具（銃器）使用禁止区域	県道羽合東伯線と北条川放水路左岸管理道との交点を起点とし、同所から同管理道を北方に進み、同管理道を海岸線に至り、同海岸線を東方に進み、北条川放水路右岸管理道に至り、同管理道を南方に進み、国道9号に至り、同国道を東側に進み、町道北条北線に至り、同町道を南方に進み、県道羽合東伯線に至り、同県道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
住雲寺溜池特定猟具（銃器）使用禁止区域	西伯郡大山町古御堂地内の住雲寺溜池の湖面	〃
中沢池特定猟具（銃器）使用禁止区域	西伯郡大山町押平地内の中沢池の湖面	〃